

府別	施設概要	検	治	療	防
福岡縣	町村及學校等をして検査せしむ		藥品、治療施設等に關する通牒を發し、督促する處ありたれども漸次中止の狀態となれり		
大分縣	「トラホーム」豫防法實施前に於ては町村等をして毎年春秋二期に於て學校生徒及壯丁に對し検査治療に従事せしめたるも大正二年より對して「トラホーム」の爲め縣下各郡市内開業醫師に名を選定郡醫として囑託の下に其郡市内の醫師一行生徒並に壯丁に對し毎年春秋二期検査治療の實施と同時に之を廢止せり				
佐賀縣	左に掲ぐる者に對し縣醫をして検査せしむ 一、徵兵適齡者及徵兵合格者 二、徵兵適齡一年前の者及検査翌年廻りの者 三、公私私立學校生徒（私立學校を除く） 四、多數集合する工場、事務場 五、其他豫防必要と認むるもの		發見患者には治療票を交付し、醫師の査問により治療継続の勸告を監督せり		明治四十二年八月縣令第二十七號「トラホーム」豫防心得を論示し豫防法を講ず
熊本縣					
宮崎縣	各種營業者並に壯丁に對し毎年一回乃至二回検査施行	患者は醫師會と協定し半額にて治療を爲さしめ治療と豫防に努む			
鹿兒島縣	明治四十二年四月より壯丁「トラホーム」花柳病検査と兼ねて營業者の「トラホーム」検査施行	發見患者は治療票を交付して治療を督促せり			
沖繩縣	「トラホーム」豫防法實施前の施設は一部接客業者は其健康診断を行ふに當り發見したる「トラホーム」患者は治療を受けしめ尙ほ小學校兒童に對しても校醫をして検査せしむ	患者は接客業者なるときは治療を督促し小學校兒童なるときは父兄及醫師會と聯絡して治療せしめたり			

「トラホーム」豫防法發布後に於ける検査治療豫防施設の概況

府縣別	施設概要	検	治	療	豫	防
-----	------	---	---	---	---	---

北海道廳	各市町村は毎年一回検査を施行し壯丁者に對しては特に徵兵検査數ヶ月前検査施行して接業者及其他従業者に對しては警察署に於て毎年一二回検査	市町村の患者は治療票を交付して治療を督促し、醫師の認印を受け當該市町の請求に應じ、患者は市町村長に通知し治療票の交付を乞ひ治療を督促す	病狀重くして傳染危険著き者に對しては從業禁止を爲すことあり				
東京府	接客業者の検査は大正九年以來專門技師一名書記一名より成る検査班を組織し、下各警察署に對し豫め受診該班の調査を命じ受診者名簿を作製し、受診者依り適宜の場所を定め一日三百名内外の受診者を一定の場所以て検査並に検査施行可能の町村の關係事務警察署長に應じ適宜の警察官吏の援助を得て關係検査人口に應じ、検査班の援助を得て關係當業者之を爲す	接客業者の患者に對しては治療の必要と豫防の心得を懇説し治療票を交付し各自任意の醫師（可成專門醫）に就かしめたり	病狀重くして傳染危険著き者に對しては從業禁止を爲すことあり				
京都府	大正九年より専門技師を配置し京都府市内に在り、漸次村落に亘り山間僻地も餘す處なく、其數都市を通じて五十七回の検査を施行	患者に對しては治療票を交付し治療を強制しつゝあり	大正九年豫算二、二九六回を計上し専門技師を配置し同年十一月「トラホーム」多き地と患者に對する知識の普及を計る				
京都府	該法第四條第一項第一號に基き湯屋、旅人宿、下宿屋、木貨宿、飲食店、貸座敷、其他客の來集を目的とする場所に於ける營業者並に從業者に對し、接客に接する者、産婆看護婦、鍼灸按摩業者、娼妓、陪人、給仕人、娼妓、其他直接接する業務に従事する者	發見患者に對しては治療票を交付し治療を督促し、毎一月一回以上其狀況を監視せしむ	該法施行規則第二條第一項に依り、産婆、貸座敷、木貨宿、其他客の來集を目的とする建物、海水浴場を指定し同條各號を勵行す				
大阪府	以上年度に於ける徵兵適齡者に對し、必要なりと認めたる者、時日及場所を定め、技術員検査を毎年一回又自衛的検査をも行ふ	検査により發見せる患者は特別業態は町村長より治療票を交付し、各自任意の醫師を受けしめ囑託治療あるものは、町村長より「トラホーム」治療所を設け、専任技師、看護婦を置き、検査し、發見せる患者の治療に従事せしむ	常設「トラホーム」治療所は横須賀市に設置され、専任醫師、看護婦を配置し法に依る發見患者の治療に従事す				
神奈川縣	(イ)「トラホーム」豫防法第四條第一號に依り検査の範圍は 一、翌年徵兵適齡者 二、産婆看護婦、鍼灸、按摩業者 三、旅店、下宿屋、貸座敷、待合、料理店、飲食店の營業者及從業者 四、合宿所、寄附宿、木貨宿の營業者及從業者 五、理髮業者（女髪結を含む）湯屋營業者及從業者 六、娼妓、娼館、酌婦、給仕人、及劇場、	検査により發見せる患者は特別業態は町村長より治療票を交付し、各自任意の醫師を受けしめ囑託治療あるものは、町村長より「トラホーム」治療所を設け、専任技師、看護婦を置き、検査し、發見せる患者の治療に従事せしむ	横須賀市に在りては横須賀市醫師會と協力し、横須賀市診療會を設立し、治療の督促に努め居れり				

神奈川縣	寄席、活動寫眞館、遊戯場、其他觀物場の案内 七、營業用に供する自動車、馬車、電車の乗務員 八、其他特に必要と認むる業者者 第一號該當者は九月より十月の間に市町村長の指定日時場所にて第二號該當者は三月より五月の間に所轄警察署長の指定日時場所にて衛生技術員検査す (ロ) 學校、幼稚園、育兒院に在りては市町村長の指定日時場所にて囑託醫檢診施行の規定なるも毎年四月中に施行する児童身體検査成績を之に代ふ (ハ) 工場及之に準ず可きものに在りては警察署長の指定日時場所にて檢診する規定なるも工場法に依り身體検査を施行するものに對しては其成績を以て之に代ふ然らざる者は警察署長に於て施行す	縣直接に實施したることなきも大正十一年以降殆ど毎年數町に於てより講師を派遣し其他適當なる者に對し、看護婦、其他補助者養成講習會を開催し、講習終了者をして市町村醫の補助として患者治療の徹底を期せんとせり	大正八年「トラホーム」豫防法施行細則並に市町村長は市町村醫をして各戸を檢診せしむ 縣直接に接客業者の他全市町村民に對するものは昭和二年十月養父郡廣谷町に於て川村外三ヶ村に於て施行せることあり
兵庫縣	大正八年「トラホーム」豫防法施行の爲め市町村醫を配置し市町村長は市町村醫をして各戸を檢診せしむ 縣直接に接客業者の他全市町村民に對するものは昭和二年十月養父郡廣谷町に於て川村外三ヶ村に於て施行せることあり	縣直接に實施したることなきも大正十一年以降殆ど毎年數町に於てより講師を派遣し其他適當なる者に對し、看護婦、其他補助者養成講習會を開催し、講習終了者をして市町村醫の補助として患者治療の徹底を期せんとせり	大正八年「トラホーム」豫防法施行の爲め市町村醫を配置し市町村長は市町村醫をして各戸を檢診せしむ 縣直接に接客業者の他全市町村民に對するものは昭和二年十月養父郡廣谷町に於て川村外三ヶ村に於て施行せることあり
長崎縣	患者は警察署を管轄(治療票の査閲)「トラホーム」治療所は長崎市二、佐世保市一、御厨村三、尾鹿村一、獅子村一、布津村一、箱崎村一、私立としては長崎遊廓一、佐世保の分組合にて	患者は警察署を管轄(治療票の査閲)「トラホーム」治療所は長崎市二、佐世保市一、御厨村三、尾鹿村一、獅子村一、布津村一、箱崎村一、私立としては長崎遊廓一、佐世保の分組合にて	患者は警察署を管轄(治療票の査閲)「トラホーム」治療所は長崎市二、佐世保市一、御厨村三、尾鹿村一、獅子村一、布津村一、箱崎村一、私立としては長崎遊廓一、佐世保の分組合にて

新湯縣	法に基き豫防細則を設定し檢診範圍を擴め可及的一般住民に及ぼせり	警察衛生取締營業者並に従業者の患者は警察官署より住民の「トラホーム」患者は市町村長より治療票を交付し、患者は市町村長より治療票を交付し、七月二回治療成績を徴す	大正九年「トラホーム」豫防細則同年「トラホーム」豫防補助規程三日間縣主催にて新湯市に「トラホーム」豫防治療に関する講習會を開催し(講師は新潟醫事教授(會員は縣下地方醫師)以下治療術の向上を計れり)
埼玉縣	「トラホーム」豫防法施行後に於ても別紙規程の通り(規程除く)細則第一條により受診者の範圍を決定 壯丁は年一回學校児童は年三回 「トラホーム」豫防法施行細則に依り檢診及治療を施行し居れり	患者は警察署を管轄す	特記の施設なし
群馬縣	「トラホーム」豫防法施行後に於ても別紙規程の通り(規程除く)細則第一條により受診者の範圍を決定 壯丁は年一回學校児童は年三回 「トラホーム」豫防法施行細則に依り檢診及治療を施行し居れり	患者は警察署を管轄す	特記の施設なし
千葉縣	「トラホーム」豫防法施行後に於ても別紙規程の通り(規程除く)細則第一條により受診者の範圍を決定 壯丁は年一回學校児童は年三回 「トラホーム」豫防法施行細則に依り檢診及治療を施行し居れり	患者は警察署を管轄す	特記の施設なし
茨城縣	「トラホーム」豫防法施行後に於ても別紙規程の通り(規程除く)細則第一條により受診者の範圍を決定 壯丁は年一回學校児童は年三回 「トラホーム」豫防法施行細則に依り檢診及治療を施行し居れり	患者は警察署を管轄す	特記の施設なし
栃木縣	大正九年二月「トラホーム」豫防法施行細則並に同手續制定 檢診醫師衛生技術員、警察署囑託による、學校園、工場は學校醫、工場醫により施行 一、徴兵適齡一年前のもの及徴兵検査翌年一週しの者 二、接客業者、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、看婦、鍼灸治療者、娼妓、娼婦、酒場、市町村長の集合又は接客に接する者 三、市町村長の衛生又は感化院、育兒院に收容中のもの 四、工場職人等に對し毎年一二回檢診	壯丁の患者は市町村長より治療票を交付し、患者は市町村長より治療票を交付し、七月二回治療成績を徴す 工場患者は工場長治療を管轄し警察署長直接監督す 接客業者の患者は警察署長治療票を交付し隨時監査す 発見患者は市町村長、警察署長、學校長、管理人、工場主等に於て夫々治療を管轄す	大正九年二月縣令第六號「トラホーム」豫防法施行細則並に同手續制定「トラホーム」豫防補助規程(注意書、ホスター、等)の配布 大正十二年には「トラホーム」豫防講習會開催成十八ヶ所、又處女を中心とする洗眼助手養成講習會、又管内住民に對する「トラホーム」豫防講習會、又管内住民に對する巡回講習會の手配の配布
奈良縣	大正九年二月「トラホーム」豫防法施行細則並に同手續制定 檢診醫師衛生技術員、警察署囑託による、學校園、工場は學校醫、工場醫により施行 一、徴兵適齡一年前のもの及徴兵検査翌年一週しの者 二、接客業者、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、看婦、鍼灸治療者、娼妓、娼婦、酒場、市町村長の集合又は接客に接する者 三、市町村長の衛生又は感化院、育兒院に收容中のもの 四、工場職人等に對し毎年一二回檢診	壯丁の患者は市町村長より治療票を交付し、患者は市町村長より治療票を交付し、七月二回治療成績を徴す 工場患者は工場長治療を管轄し警察署長直接監督す 接客業者の患者は警察署長治療票を交付し隨時監査す 発見患者は市町村長、警察署長、學校長、管理人、工場主等に於て夫々治療を管轄す	大正九年二月縣令第六號「トラホーム」豫防法施行細則並に同手續制定「トラホーム」豫防補助規程(注意書、ホスター、等)の配布 大正十二年には「トラホーム」豫防講習會開催成十八ヶ所、又處女を中心とする洗眼助手養成講習會、又管内住民に對する「トラホーム」豫防講習會、又管内住民に對する巡回講習會の手配の配布

府縣別	施設概要	検	治	豫	防
宮城縣		一、接客業者、大正九年より縣技師検査により検査す 二、壯丁、大正九年より毎年十二月申町村隣 三、一般住民に對しては大正九年より二月 四、小學校、幼稚園、大正九年より検査 五、工場従業者、大正十五年より検査施行	一、の患者に對しては警察官監督の 二、の患者に對しては徴兵検査時 三、の患者は市町村醫治療す 四、の患者は管理者に於て治療を 五、の患者は管理者に於て治療を 六、の患者は管理者に於て治療を 七、の患者は管理者に於て治療を 八、の患者は管理者に於て治療を 九、の患者は管理者に於て治療を	大正九年一月「トラホーム」豫防細則及同手續 制定 大正十一年度より十三年度まで縣下各郡に專 任技師一名宛豫防に従事 大正十四年各郡配置の専任技師を廢止し縣に 二名の専任者を置き之を當らしむ	
岩手縣			患者の治療は上記設置の郡技師に 依りなされたるも十四年之を廢し縣 技師に依り検査治療施行		
青森縣					
山形縣					
秋田縣		一般民衆に對しては市町村長をして年二回檢 査し、壯丁及學校児童に對しては年一回檢 査し、警察取締業者並に従業者は毎年一回檢 査(縣費)	患者に對しては夫々町村長、學校長 警察取締に關する者は警察署長治療 を監督す	市町村支出の「トラホーム」豫防費に對しては 其六分一治療費に對しては其四分一を縣費よ り補助す	
福井縣		一、徴兵適齡者 二、徴兵適齡一年前の者 三、工場、職工、年滿十歳の者 四、工場、職工、年滿十歳の者 五、工場、職工、年滿十歳の者 六、工場、職工、年滿十歳の者 七、工場、職工、年滿十歳の者 八、工場、職工、年滿十歳の者 九、工場、職工、年滿十歳の者	患者と決定したる者は警察官署長よ り市町村長に通知し市町村長は治療票 を交付し受療せしむ貧困者は市町村 をして支辨せしむ		

府縣別	施設概要	検	治	豫	防
三重縣		(イ) 徴兵適齡者の「トラホーム」検査は縣衛生 技術員をして毎年豫備検査施行 (ロ) 警察取締業者、工場職工等は毎年一回以 上縣衛生技術員又は工場醫、同囑託醫をし て検査せしむ (ハ) 小學校生徒は各校醫をして毎年一回以上 検査 (ニ) 一般民に對しては毎年一回以上市町村醫 又は囑託醫をして治療せしむ	(イ) の患者は市町村長をして之が治 療を督勵せしむ (ロ) の患者は警察署長、工場主共治 療を督勵す (ハ) の患者は市町村をして治療せし め保護者に對し督勵す	郡制廢止前には郡醫を設置して検査に當らし め豫防事務を指導したるものあり	
愛知縣		名古屋市外三市は縣技術員により検査施行 町村民に對しては一月、四月の間に於て二百 二十七名の囑託醫に依り検査施行	發見患者は警察署より治療票を交付 し公費治療所又は最寄醫に受療す		
静岡縣		縣より技術員を派遣して検査施行	患者には「リフレット」印刷物を交 付し一面市町村をして直に治療票を 交付して治療を督勵	「トラホーム」治療費に對しては減額又は無料 トす 「トラホーム」治療所設置、之に伴ふ助手養成 會開催大正九、十四年及十五年に亘り縣下各 所に開催一八二六名の講習員を得たり 其他宣傳ポスター、衛生講習等	醫師會と協議し治療費の減額を計る静岡市立 病院に受療する者は無料
山梨縣		縣より毎年一回技術員を派し全縣下に亘り翌 昭和二年度より「トラホーム」患者多き町村を 選定し縣專任技師を出張せしめ全住民の検査 治療を爲す	患者は市町村長より治療票を交付し 任意の醫師に受療督勵		
滋賀縣		接客業者に對しては保健組合を設け臨時検査 施行 學校児童に對しては年二回(春秋)検査 本縣に於て縣令を發し「トラホーム」検査治療 に努め居れり	患者には治療票を交付し受療せしむ 患者高率の爲め指定検査の市町村に は治療所を二ヶ月間開設せしむ		特種營業者患者にして傳染危險著き重症者は 從業を停止す
岐阜縣					
長野縣					

府縣別	施設概要	検	治	療	防
徳島縣	接客業者、壯丁は縣技術員により毎年一回検査時保健組合を自衛的に組織し随時検査施行		患者多き地には共同治療所を開設せしむ		共同治療所設置町村には二分一の費用を縣費より補助す他の治療に對しては三分一
香川縣					
愛媛縣	検査は春秋二回縣より技術員を派して施行但し接客業者に限る 其他は學校、工場は管理者又は工場主をして施行せしむ				
高知縣					
福岡縣	一、検査年度徴兵適齡者 二、宿屋、料理屋、飲食店、貸席、理髮店、(女精舎を含む)貸座敷、湯屋、其他客の來集を目的とする場所における従業者にして直接客に接する者 三、産婆、看護婦、鍼灸術、按摩業者、(イ)ツサ、サ、術、柔道、整復術者 四、藝妓、酌婦、其他客に接する業務に従事する者 五、前第二號乃至第四號該當する者と同居する者 六、當廳に於て必要と認めたる區域に住する者 七、前各號の外「トラホーム」検査を必要と認むる者 右年一回検査施行 其他壯丁及學校児童の「トラホーム」率を綜合して高率なる町村を選び検査治療をなさしむ				大正九年「トラホーム」豫防法施行細則制定
大分縣	イ、「トラホーム」豫防費二名を配置し一名は接客業者の検査に一名は各郡中に於て最も高率なる村落を選定約四ヶ月の期間に於て最も検査に止めたり十二年以後は接客業者の検査に止めたり ロ、毎年二回徴兵適齡者及翌年度徴兵適齡者學校、幼稚園、育兒園、感化院の職員生徒児童(公立を除く)工場、鑛業所(工場法又は鑛業法を適應せる工場、鑛業所)に對して該法に特別の規定あるも(除)從業者に對して市町村に於て指定せる醫師検査施行				昭和二年度は「トラホーム」豫防費五三七圓増加計上し最も適當なる村を選び「トラホーム」衛生模範村の計畫中

府縣別	施設概要	検	治	療	防
和歌山縣	検査は縣技術員		病海濃厚地に對し市町村費にて治療所開設を奨励し現在まで開設二十三ヶ所		
山口縣	一、醫師は患者名簿を備付け患者を診定したる時は消毒其他の豫防方法を指示す 二、市町村長は其居住の一般民、其年の徴兵適齡者に對し検査を受けしむ		患者は治療票を交付し受療を奨励す		神社、寺院、社宇、佛堂、教會説教場、公會堂の管理者は公衆の使用し得べき場所に手拭布片を備へ又は備へしめざることを手拭病院、醫師、合宿所、遊藝場、鑛泉場、飲食店、貸座敷に於ては共用手拭を備へざることを但し此限にあらざる清潔なるものを使用するときは二、手洗水は流出装置となすこと 市町村支出の「トラホーム」豫防費に對しては補助費に對しては三分一 市町村支出の「トラホーム」豫防費に對しては補助費に對しては五分一
廣島縣	接客業者、其他に對しては縣技術員を派遣して検査施行		患者には治療票を交付し或は町村に治療所を開設せしむ		「トラホーム」豫防法には縣費の補助を與ふ「トラホーム」講習會三回開他活動寫眞、繪畫等により「トラホーム」に関する知識の向上普及策
岡山縣			患者は受療を奨励し貧困患者は市町村費にて治療		
鳥取縣	各市町村は毎年一二回市町村費にて一般住民に對し検査		患者及疑似者は警察署長より治療票を交付し受療を奨励す		學校及警察取締業者が備かに法定の設備を爲すに過ぎず
鳥根縣	接客業者、壯丁、工場法適用外の工場、其他は地方囑託醫により検査「トラホーム」流行の町村は町村をして之が治療の督に當らしむ				
富山縣					
石川縣	「トラホーム」検査治療に對しては同豫防法發布前と何等異なる處なきも豫防法に従ふ可く努め居れり				









各種團體「トラホーム」治療施設

(醫師會、衛生組合、保健組合等に於ける「トラホーム」治療施設調) (大正十四年三月末日現在)

名縣府道				東		京		京		都		阪大		長	
本所衛生會	本所衛生會	財團法人	財團法人	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
本所衛生會	本所衛生會	財團法人	財團法人	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八正十年大正十一年	八正十年大正十一年	四正四年大正四年	四正四年大正四年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
無	無	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
料	料														
自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費	自費
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

備考  
小學校児童及肚  
及對シ本病及肚  
年三回講演會ヲ開  
小石川三區中  
及本區內三區  
九及八區及三  
九及八區及三  
原及八區及三  
及對シ本病及肚  
ニ對シ児童ニ

時				崎				馬				千				葉			
高濱村	衛生組合	衛生組合	衛生組合	片山村	衛生組合	衛生組合	衛生組合	青江村	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合		
衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合	衛生組合		
大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年	大正十一年大正十一年		
及接持參者	其ノ一五	錢ノ一五	錢ノ一五	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元		

備考  
豫防法ニ依ル診  
ニ於テ患者ト決定  
七ラレントルモ及  
小學校児童ニ對シ  
治療ヲ行フ





城					宮					野				
桃生郡十五濱村衛生組合	桃生郡大川村衛生組合	桃生郡橋浦村衛生組合	桃生郡二俣村衛生組合	桃生郡鹿又村衛生組合	桃生郡大谷地村衛生組合	桃生郡中津山村衛生組合	桃生郡桃生村衛生組合	桃生郡飯野川町衛生組合	本吉郡入谷村衛生組合	伊具郡衛生組合	下高井郡木島村衛生組合	下高井郡穂高聯合衛生組合	更級郡中津村聯合衛生組合	東筑摩郡本城村聯合衛生組合
同	同	同	同	同	同	同	同	同	衛生組合	醫師會	同	同	同	同
大正十四年五月	大正十年六月	大正十年五月	大正十年五月	大正十年四月	大正十年五月	大正十年五月	大正十年一月	大正十年五月	大正十三年一月	大正十三年十月	明治四十二年十月	明治四十二年二月	明治四十二年四月	明治四十二年五月
同	同	同	同	有料又ハ無料	一回二錢宛チ徴ス	同	有料(?)	洗眼點眼共一回三錢宛チ徴ス	無料	壯丁患者ハ無料其ノ他ノ患者ハ二錢ヨリハ一回二十錢チ徴ス	無料	貧困者ハ半減徴收	同	同
三	三	一	三	一五	三五	一	一〇	三〇	一	一六	一	七	一	一〇
一	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一五〇	一四〇	一五〇	一〇	三〇〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三	九	五	九	四	五	三	二	六	一	一〇	一	一	一	一
?	一五〇〇	三〇〇	五〇〇	三〇〇	一〇〇	六〇〇	一〇〇	三〇〇	一六〇	?	一五〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇
?	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	一〇〇	六〇	一〇〇	一	三〇〇	一	一	一	一

長															名縣府道
東筑摩郡錦部村衛生組合	東筑摩郡麻績村聯合衛生組合	小縣郡東鹽田村聯合衛生組合	小縣郡富士山村聯合衛生組合	小縣郡豐城村聯合衛生組合	北佐久郡川邊村聯合衛生組合	南佐久郡北相村聯合衛生組合	南佐久郡青沼村聯合衛生組合	南佐久郡平賀村聯合衛生組合	南佐久郡八木村聯合衛生組合	南佐久郡野野聯合衛生組合	南佐久郡榮村聯合衛生組合	南佐久郡白田町聯合衛生組合	南佐久郡白田町衛生組合	南佐久郡白田町衛生組合	名主事
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	主事
大正十四年四月	明治四十二年四月	明治四十二年三月	明治四十二年四月	大正十三年四月	大正十年二月	大正八年三月	明治四十二年三月	明治四十二年四月	明治四十二年四月	大正九年五月	大正九年五月	明治四十二年四月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	主事
同	同	同	同	同	同	同	無料	無料	無料	頂症者ハ無料輕症者ハ半價之算トシテ之不足額ニキテ算ス	同	同	無料	同	主事
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主事
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主事
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	主事
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主事
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	主事
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主事
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主事
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	主事



名縣府道	主體名稱	主體組織	事業主體設立年月	治療費	患者數	百分比	治療日數	治療人員	未治人員	治療人員百分比	形			山岡		廣島		(縣府十二)計合		
											北村山郡	南村山郡	山岡郡	廣島市	安藝郡	内課	一、衛生組合	二、警察取締	三、農業者組合	四、醫師會
北村山郡	北村山郡衛生組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
南村山郡	南村山郡衛生組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
山岡郡	山岡郡衛生組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
廣島市	廣島市衛生組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
安藝郡	安藝郡衛生組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内課	内課衛生組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、衛生組合	一、衛生組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二、警察取締	二、警察取締	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、農業者組合	三、農業者組合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、醫師會	四、醫師會	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五、其他	五、其他	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
計合	計合	衛生組合	明治十四年四月	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考 北海道、神奈川、兵庫、新潟、茨城、奈良、三重、愛知、秋田、福井、石川、富山、鳥取、島根、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄  
 以上一道二十六縣に於ては本件該當施設なし。

自明治四十二年 新潟縣「トラホーム」特設治療所治療成績表  
 至大正八年

年次	郡	町	村	檢診人員	患者數	百分比	治療日數	治療人員	未治人員	治療人員百分比
明治四十二年	刈羽郡	内郷村		三	二	三三・三	七	七	六	三三・三
同	北魚沼郡	千田村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	北魚沼郡	松ヶ崎濱村		二	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	北魚沼郡	小川町		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	北魚沼郡	大和川村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	北魚沼郡	見附町		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	北魚沼郡	内村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	北魚沼郡	小川村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	北魚沼郡	栗生津村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	刈羽郡	大洲村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	中浦原郡	五泉町		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	中浦原郡	上杉村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	中浦原郡	中條町		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	佐渡郡	川崎村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	東頸城郡	松之山村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	東頸城郡	岩澤村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	東頸城郡	中通村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	東頸城郡	神崎村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	東頸城郡	松之山村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	東頸城郡	叙奈川村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	東頸城郡	山平村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
同	刈羽郡	高柳村		一	一	一六・七	一	一	一	一六・七
計合	計合	計合	計合	計合	計合	計合	計合	計合	計合	計合

岡山縣設「トラホーム」模範治療所成績表

設置郡村名	年度	性別		受診者 検査済者 検査未済者	検査済者 検査未済者	重 症	軽 症	疑 似	計	全治者 割合	重 症	軽 症	疑 似	計	全治者 割合	重 症	軽 症	疑 似	計
		男	女																
富川家上村郡	昭和元年度和	四	四	八	八	〇	〇	〇	八	100%	〇	〇	〇	八	100%	〇	〇	〇	八
大邑宮久村郡	昭和元年度和	九	九	一八	一八	〇	〇	〇	一八	100%	〇	〇	〇	一八	100%	〇	〇	〇	一八
上津井村郡	昭和二年度和	三	三	六	六	〇	〇	〇	六	100%	〇	〇	〇	六	100%	〇	〇	〇	六
中津井村郡	昭和二年度和	六	六	一	一	〇	〇	〇	七	100%	〇	〇	〇	七	100%	〇	〇	〇	七
出後部月村郡	昭和二年度和	一	一	二	二	〇	〇	〇	二	100%	〇	〇	〇	二	100%	〇	〇	〇	二
計		二七	二七	五四	五四	〇	〇	〇	五四	100%	〇	〇	〇	五四	100%	〇	〇	〇	五四

東京市特設深川區旗江裏町「トラホーム」診療所診療成績

病 症 別	患者数	一般患者		学 校 児 童		合 計	
		患者数	癒内治者%	患者数	癒内治者%	患者数	癒内治者%
重症	三	三	100%	〇	〇	三	100%
軽症	三	三	100%	〇	〇	三	100%
疑似	三	三	100%	〇	〇	三	100%
計	九	九	100%	〇	〇	九	100%

京都市祇園中部貸座敷組合外二箇所治療所成績表

備考 治療所開設期間は昭和十四年九月十五日より昭和十五年一月三十日迄の四ヶ月半にして其の間實際治療に當りたるは百二日とす

年 別	患者数	全治者数	経費	部 別	
				甲部	乙部
昭和十四年	一、六九五	一、四〇〇	一、六四五	一、〇七	一、二三五
昭和十五年	一、六四五	一、四〇〇	一、六四五	一、〇七	一、二三五
計	三、三三〇	二、八〇〇	三、三〇〇	二、一四	二、五〇〇

京都市自第一「トラホーム」治療所成績表

備考 右統計表の中患者数は當府の事業として検診を行ひたる節発見したるものも含むものにして治療者数は前述せし如く各貸座敷組合に於て治療したるものなり

年 別	患者数	全治者数	経費	部 別	
				甲部	乙部
昭和十四年	一、八九七	一、二二	六、七一九・八五〇	三、三九九	一、七〇一
昭和十五年	二、六四〇	一、二六	九、六三八・九八〇	三、四五一	一、七二二
計	四、五三七	二、四八	一六、四〇七・八三〇	六、八四〇	三、四二三

紀伊郡竹田村「トラホーム」診療所成績表 (京都府)

年 別	患者数	全治者数	経費	部 別	
				甲部	乙部
昭和十四年	一、二八六	一	二、八四三・四四〇	一、二二七	一、一〇九
昭和十五年	一、三五一	六	二、七七九・五四〇	三、八六四	一、二二
計	二、六三七	七	五、六二二・八八〇	五、一〇一	二、三三〇

備考 大正十三年欄全治者なし







静岡縣各治療所成績表

年次	施行シタ 町村数	人口	患者数	全 治 未	治 未	治療日数	總 費 額	補 助 額
大正元年	三	一六、五〇〇	二、七九	一、九五	八四	三〇〇	二、九五・五九	一、八四・三三
同二年	四	一七、九二	三、八六	二、八六	一〇〇	三二〇	三、九四・五六	二、三三・三〇
同三年	四	一七、三三	五、三九	四、四八	一五	四〇〇	三、七三・四九	二、八〇・三〇
同四年	五	一八、四五	六、七五	五、四四	二二	四〇〇	三、九〇・〇〇	二、八〇・三〇
同五年	五	一七、七五	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同六年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同七年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同八年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同九年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同十年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同十一年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同十二年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同十三年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同十四年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
同十五年	三	一六、二九	三、四三	二、四三	一〇	三〇〇	一、九〇・〇〇	一、三三・二〇
計	六、八六	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇・〇〇	一、七〇〇・〇〇

備考 大正十五年補助金目下調査中に付掲せす

滋賀縣下田村治療所成績表

治療所開設年度	檢診施行月日	費	用	患	者	数
大正十五年	大正十五年十月二日ヨリ四日間	二、三〇六〇	二、三〇六〇	二、三〇六〇	二、三〇六〇	二、三〇六〇
昭和二年	昭和二年八月二十七日ヨリ三日間	二、四・五〇〇	二、四・五〇〇	二、四・五〇〇	二、四・五〇〇	二、四・五〇〇

備考 患者中中等症患者に対しては「トラホーム」受診表を交付し醫師の治療を受けしむる様督促の一方醫師に交渉薬價費として之が経費は患者の自辨とす輕症患者硫酸銅水の點眼薬を無料にて交付す

滋賀縣北比都佐村治療所成績表

治療所開設年度	檢診施行月日	費	用	患	者	数
大正十一年	大正十一年八月三十日	一、三九	一、二〇	一、三九	一、二〇	二五〇
同十三年	大正十三年七月十八日	二、五〇	五二〇	二、五〇	五二〇	一八〇
同十五年	大正十五年八月二十日	一、六二	九四〇	一、六二	九四〇	一六〇

岐阜縣保健組合「トラホーム」治療成績表

組合数	患者数	自費治療	患者	内	患者治療ニ従	備考
八	一〇一	八二	一九	一〇一	一九	檢診ハ毎月一回施行ノモノト春秋ノ二回施行ノモノトアリ

長野縣「トラホーム」治療所成績表

年	度	患	者	数	治	療	者	数	手	術	者	数	未	治	者	数	費	用
大正十五年	度	患	者	数	治	療	者	数	手	術	者	数	未	治	者	数	費	用
				一五、六二七			七、七〇三					四、〇六九				六、五六四		二七、四九七

備考 治療所開設の場合は治療用器具器械を貸與し十日間位技術員を派遣す

青森縣中津輕郡清水村大字下湯口「トラホーム」基本實地調査(第一回)報告 (大正十五年)

檢診人員	患者数	%	全	治	者	数	未	治	者	数	%	最	後
六二四	二二四	三五・九〇	六五	一四	七九	三五・七五	三九	九九	一三八	六一・六一	(手術)	七	

鳥取縣市部「トラホーム」治療所成績表

治療所開設年度	患者數	治療者數	費用	治療%
大正十四年度	400	170	毎年一千圓乃至一千二百圓	42.5%

鳥取縣村部「トラホーム」治療所成績表

年度別	性別		重症患者	同上全治	輕症患者	同上全治	疑似症患者	同上全治	患者計	全治計	費用
	女	男									
大正十年	23	27	1	4	22	23	0	0	50	46	35,500
同十一年	20	25	1	4	19	20	0	0	45	41	36,100
同十二年	19	21	1	4	18	19	0	0	44	40	36,100
同十三年	16	18	1	4	15	16	0	0	36	35	28,800
同十四年	13	15	1	4	12	13	0	0	28	27	18,300
同十五年	9	11	1	4	8	9	0	0	20	19	19,900
合計	97	113	5	16	92	97	0	0	214	206	170,700

徳島縣「トラホーム」共同治療所開設町村成績表

年度	開設町村名	患者數	全治者數	患者數ニ對スル全治者%	年度	開設町村名	患者數	全治者數	患者數ニ對スル全治者%
大正元年	那賀郡見能亦村	23	10	43.5	大正元年	美馬郡那里村	13	6	46.2
	杉野郡大澤村	15	7	46.7	大正二年	麻植郡中枝村	8	4	50.0

年度	開設町村名	患者數	全治者數	患者數ニ對スル全治者%	年度	開設町村名	患者數	全治者數	患者數ニ對スル全治者%
大正五年	名東郡南井上村	104	52	50.0	大正九年	那賀郡橋町	73	34	46.6
	枝野郡松坂村	136	68	50.0	大正十年	海部郡穴喰町	55	28	50.9
	名西郡高川原村	150	75	50.0	大正十一年	阿波郡市場町	70	35	50.0
	阿波郡柿島村	140	70	50.0	大正十三年	美馬郡那里村	28	14	50.0
	勝浦郡勝占村	93	46.5	50.0	大正十四年	枝野郡松茂村	33	16.5	50.0
大正六年	枝野郡益岡村	143	71.5	50.0	大正十五年	同	30	15	50.0
	名東郡八萬村	105	52.5	50.0	昭和二年	勝浦郡生比奈村	20	10	50.0
	同 滿津村	135	67.5	50.0	計	枝野郡松茂村	119	59.5	50.0
大正八年	那賀郡特町	135	67.5	50.0					

備考 費用は全部町村の負擔とし豫防上必要な物品等の配布をなしたるものなし  
 鹿兒島縣公設「トラホーム」治療所成績表

年度	患者數	全治者數	未治癒者數	全治%
大正十二年	1,251	549	702	43.9
大正十三年	2,126	663	1,463	31.2
大正十四年	5,574	2,426	3,148	43.5
大正十五年	8,835	3,167	5,668	35.8
計	29,050	11,748	17,302	40.4

各府縣醫師に對し「トラホーム」講習に關する調査 (昭和二年)

道府縣別	講習場所數	講習回数	講習日數	講習總人員	道府縣別	講習場所數	講習回数	講習日數	講習總人員
北海道	1	1	1	1	長崎	1	1	1	1
東京都	1	1	1	1	新潟	1	1	1	1
大阪府	1	1	1	1	群馬	1	1	1	1
神奈川県	1	1	1	1	茨城	1	1	1	1
兵庫	1	1	1	1	計	5	5	5	5

道府縣別	講習場所数	講習回数	一回日数	講習總人員	道府縣別	講習場所数	講習回数	一回日数	講習總人員
石川	不	不	三	八	石川	不	不	不	不
福井	一	一	一	一	福井	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一	秋田	一	一	一	一
山形	一	一	一	一	山形	一	一	一	一
青森	一	一	一	一	青森	一	一	一	一
岩手	一	一	一	一	岩手	一	一	一	一
福島	一	一	一	一	福島	一	一	一	一
宮城	一	一	一	一	宮城	一	一	一	一
長野	一	一	一	一	長野	一	一	一	一
岐阜	一	一	一	一	岐阜	一	一	一	一
滋賀	一	一	一	一	滋賀	一	一	一	一
山梨	一	一	一	一	山梨	一	一	一	一
静岡	一	一	一	一	静岡	一	一	一	一
愛知	一	一	一	一	愛知	一	一	一	一
三重	一	一	一	一	三重	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一	奈良	一	一	一	一
和歌山	一	一	一	一	和歌山	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一	鳥取	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一	徳島	一	一	一	一
香川	一	一	一	一	香川	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一	愛媛	一	一	一	一
高知	一	一	一	一	高知	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一	福岡	一	一	一	一
大分	一	一	一	一	大分	一	一	一	一
佐賀	一	一	一	一	佐賀	一	一	一	一
熊本	一	一	一	一	熊本	一	一	一	一
鹿島	一	一	一	一	鹿島	一	一	一	一
宮崎	一	一	一	一	宮崎	一	一	一	一
鹿児島	一	一	一	一	鹿児島	一	一	一	一
沖縄	一	一	一	一	沖縄	一	一	一	一
合計	51	51	51	51	合計	51	51	51	51

備考 古き時代の講習人員は書類なし

各府縣「トラホーム」豫防知識普及方法實施概況

「トラホーム」豫防知識普及及方法實施概況  
 「トラホーム」豫防知識普及及方法實施概況  
 之れが知識普及並に宣傳に努め居り。検査の際には場内に「トラホーム」図説を掲出し或は患者の病状に就き説明し又臨機一般に「トラホーム」に關する講話を爲す尙各警察署に對し數回宣傳「トラホーム」を配布し接客業者其の他多衆の集合する場所に掲出せしめたり。「トラホーム」豫防知識普及並に宣傳に關しては特殊なる方法を以て實施したること無之も去る大正十年府に於てボスターを製作し關係所に配布せしことあるのみにて特記すべき事項なし。活動寫眞、講演會、印刷物の配布等にて主として大阪府衛生會各市町村及衛生組合等の主催により學校、公會堂を使用し一般的に宣傳を施行せる外特殊の新趣向を應用したるものなし。「トラホーム」豫防知識普及の目的を以て指定治療を命じたる市町村部落住民に「トラホーム」の巻「消ゆる灯」目の無い小鳥と題するフィルムを映し説明を加ふると共に技術員を派遣して傳染病、瘧疾、疥癬、疥癬、疥癬、疥癬を放任したる後の結果及蔓延の状況等に付講演を爲さしむる外市町村警察署、衛生組合、青年團員等と協力して農村等に實施したる回数數一六二回に及べり。の映寫、講演會等を開催し豫防に努め居るものにして昨十五年中に實施したる回数數一六二回に及べり。

兵庫	長崎	新潟	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

「フィルム」の撮映  
 「トラホーム」豫防知識普及の爲前號のフィルムを使用しつゝありたるも単に「トラホーム」の病狀豫防のみにては觀衆をして覺醒せしむるに充分と認められざるを以て「トラホーム」豫防法に基き特殊な團體者、壯丁學校兒童工場海外渡航者、指定市町村等に於ける検査の状況より治療を受け検印を受ける状況、壯丁検査に先立つて「トラホーム」の講演工場内の治療状況學校に於ける「トラホーム」豫防施設等を劇に仕組み四巻として演説とし「演説のお梅」と題して近く其の筋書を各地に配布の筈なり。  
 パンフレットを考案印刷し縣内各地へ配布しボスターを主要の場所に掲げ該病豫防の知識を與へ宣傳に資し前年度検査に依り當該患者多數ある地方及治療成績不良なる地方は町村當局を督し活動寫眞に依り或は衛生講話會を時々開催せしめ衛生思想の啓蒙を圖り居り。年々壯丁、接客業者其他に對し「トラホーム」検査の際「トラホーム」講話をなせり。  
 なし。  
 衛生活動寫眞の巡回映寫等其の特記事項なし。  
 活動寫眞により宣傳しつゝある外ボスター等に依り之が知識の啓蒙に努めつゝあり。  
 衛生講話會の際に或は宣傳ボスターを配布し知識普及に努む。「トラホーム」講習會、講演會を催し就中處女を中心とする講習會の如きは其効果を認むる所あり、其他ボスター、患者注意書、患者専用手持の交付等を試みて普及宣傳に努む。  
 豫防心得書の配付、講習會、講演會、展覽會、衛生劇、活動寫眞會等に依り之が普及に努む。  
 活動寫眞、衛生講話、其の他印刷物等に依る。  
 衛生講話等に依り講話をなすと共に一面活動寫眞等にて豫防知識の普及に努め居るの外他に實施し居るものなし。  
 「トラホーム」患者多き町村には特に技術者をして講演をなさしめ尙「トラホーム」に關する活動寫眞を最映し知識の普及に努めつゝあり。  
 ボスター、パンフレット、リーフレット等の配布講演又は活動寫眞等に依るの外特記事項なし。  
 接客業者學校兒童、壯丁、其の他一般民に對し検査を爲す場合等に對する講話講演を爲し又は活動寫眞にて豫防宣傳を爲し又一部にて之に對するボスター、パンフレット等を配布し之れが豫防救治に關する知識普及に努む。  
 毎年縣下各所に於て開催せる婦人衛生講話に於て豫防知識の普及に努む。  
 一、豫防法細則に基き検査治療を施行し之が知識の普及に努む。  
 二、風習の改良に於ける共用の洗面器手拭の撤廃及木製洗面器を金屬製に改良並之等清潔の保持。  
 三、町立「トラホーム」治療所の開設の清潔保持不能なるものに對しては之が撤廢の設備の勵行。  
 四、初め豫防補助法實施當時に於て之が開設の結果縣内十三郡四十六ヶ町村百三十七ヶ所の多數に上り漸次普及の状況にありたり。  
 五、大正九年八月十日宮城郡鹽釜町を始め縣下各郡に亘り大正十年五月加美郡を最終に開催箇所二十ヶ所人員九百五十四名に及べり。  
 五、宣傳ピラ、パンフレット通俗講話資料等を配布。  
 なし。  
 なし。

青森縣	山形縣	秋田縣	福井縣	石川縣	富山縣	鳥取縣	島根縣	岡山縣	廣島縣	山口縣	和歌山縣	德島縣	香川縣	愛媛縣	高知縣	福岡縣	大分縣	佐賀縣	熊本縣	鹿兒島縣	沖繩縣
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

機會を得る毎に口演、講習、活動寫眞等を開催内務省及本縣の印刷したる小冊子ホスター等を町村に配布す。  
 活動寫眞、講演及ホスター、印刷物の配布等に依り豫防に努めつゝあり。  
 豫防治療に關する知識の宣傳に就ては衛生講習會、同講演會開催の毎に之が普及に努めつゝあるは勿論なるも特に左記の方法に依り専ら宣傳を爲せり。  
 一、通俗衛生歌(パンフレット)  
 二、「トラホーム」豫防話(パンフレット)  
 三、「ホスター」  
 四、「トラホーム」患者の心得おくべき事(リーフレット)  
 豫防知識普及に關しては講演會或はホスター等配布宣傳し來りしも近年は主として活動寫眞會を開催し一面講習會を爲すの外時宜に應じホスター等を配布し宣傳に努め居れり。  
 夏季間「トラホーム」豫防活動寫眞及巡回講演等に依り豫防知識普及並に宣傳に努めつゝあり。  
 大正十三年度より縣下各地に衛生展覽會を開き以て一般市民の衛生思想喚起と相俟つて「トラホーム」豫防知識普及に努めつゝあり尙時勢の進歩に伴ひ活動寫眞應用衛生講習會開催の必要を認め大正十一年度より機械を購入し従來の通り衛生展覽會開催と共に縣下各地に於て講習會を開き尙其の他印刷物等を配布し豫防知識普及に努めつゝあり  
 なし。  
 ホスター等を配布し豫防知識の普及を圖り居れり。  
 なし。  
 縣下各警察署及市町村當局に對し豫防知識普及並に宣傳を啓蒙すると同時に警察署及市町村は機會ある毎に講演又はパンフレット、リーフレット類を配布し之が普及に努めつゝあり故に近來一般住民は「トラホーム」の恐るべきことを自覺したるものか検査又は治療を進んで受くる状態にあり  
 主として活動寫眞講演並に衛生展覽會及本病に對する統計ホスター等を配布し該病に對する知識の普及に努めつゝあり  
 豫防知識の普及に努めつゝあり  
 衛生展覽會等を開催し豫防知識普及に努めたることありしも近年中止せり其他特記事項なし。  
 なし。  
 検査の際醫師に於て適切なる講話を爲し或は「トラホーム」に關する活動寫眞を開催其の他ホスター類を頒布する等専ら豫防宣傳に努む。  
 昭和二年度より「トラホーム」豫防知識普及の爲活動寫眞を以て宣傳をなせり其他特記事項なし。  
 活動寫眞衛生講習等に依り宣傳に努めつゝあり。  
 市町村衛生事務主任會を開き町村に於ては講習會を開き又は活動寫眞會を各地に開催して普及宣傳に努む。  
 「トラホーム」検査の都度検査衛生技師技手をして豫防上の衛生講習を爲さしめ一方月三回發行する衛生管報に登載して各市町村の衛生管報板に掲示して其豫防知識の普及に資しつゝあり。

大正十一年度「トラホーム」豫防費國庫補助決算調 内務省衛生局 (以下二十表同)

道府縣名	豫防費補助	道府縣名	豫防費補助	道府縣名	豫防費補助	道府縣名	豫防費補助
北海	九、〇〇〇・〇〇〇	栃	三、〇〇〇・〇〇〇	青	四、〇〇〇・〇〇〇	德	一、〇〇〇・〇〇〇
東京	一、〇〇〇・〇〇〇	三	一、〇〇〇・〇〇〇	山	一、〇〇〇・〇〇〇	香	一、〇〇〇・〇〇〇
京都	一、〇〇〇・〇〇〇	奈	一、〇〇〇・〇〇〇	秋	一、〇〇〇・〇〇〇	愛	一、〇〇〇・〇〇〇
大阪	一、〇〇〇・〇〇〇	重	一、〇〇〇・〇〇〇	福	一、〇〇〇・〇〇〇	高	一、〇〇〇・〇〇〇
兵庫	一、〇〇〇・〇〇〇	良	一、〇〇〇・〇〇〇	石	一、〇〇〇・〇〇〇	知	一、〇〇〇・〇〇〇
神戶	一、〇〇〇・〇〇〇	木	一、〇〇〇・〇〇〇	富	一、〇〇〇・〇〇〇	媛	一、〇〇〇・〇〇〇
長崎	一、〇〇〇・〇〇〇	梨	一、〇〇〇・〇〇〇	山	一、〇〇〇・〇〇〇	川	一、〇〇〇・〇〇〇
新潟	一、〇〇〇・〇〇〇	岡	一、〇〇〇・〇〇〇	井	一、〇〇〇・〇〇〇	島	一、〇〇〇・〇〇〇
群馬	一、〇〇〇・〇〇〇	知	一、〇〇〇・〇〇〇	田	一、〇〇〇・〇〇〇	計	一、〇〇〇・〇〇〇
埼玉	一、〇〇〇・〇〇〇	重	一、〇〇〇・〇〇〇	形	一、〇〇〇・〇〇〇		
千葉	一、〇〇〇・〇〇〇	良	一、〇〇〇・〇〇〇	森	一、〇〇〇・〇〇〇		
茨城	一、〇〇〇・〇〇〇	木	一、〇〇〇・〇〇〇				
合	一、〇〇〇・〇〇〇						
計	一、〇〇〇・〇〇〇						

道府縣名	豫防費補助	道府縣名	豫防費補助	道府縣名	豫防費補助	道府縣名	豫防費補助
北海	九、〇〇〇・〇〇〇	栃	三、〇〇〇・〇〇〇	青	四、〇〇〇・〇〇〇	德	一、〇〇〇・〇〇〇
東京	一、〇〇〇・〇〇〇	三	一、〇〇〇・〇〇〇	山	一、〇〇〇・〇〇〇	香	一、〇〇〇・〇〇〇
京都	一、〇〇〇・〇〇〇	奈	一、〇〇〇・〇〇〇	秋	一、〇〇〇・〇〇〇	愛	一、〇〇〇・〇〇〇
大阪	一、〇〇〇・〇〇〇	重	一、〇〇〇・〇〇〇	福	一、〇〇〇・〇〇〇	高	一、〇〇〇・〇〇〇
兵庫	一、〇〇〇・〇〇〇	良	一、〇〇〇・〇〇〇	石	一、〇〇〇・〇〇〇	知	一、〇〇〇・〇〇〇
神戶	一、〇〇〇・〇〇〇	木	一、〇〇〇・〇〇〇	富	一、〇〇〇・〇〇〇	媛	一、〇〇〇・〇〇〇
長崎	一、〇〇〇・〇〇〇	梨	一、〇〇〇・〇〇〇	山	一、〇〇〇・〇〇〇	川	一、〇〇〇・〇〇〇
新潟	一、〇〇〇・〇〇〇	岡	一、〇〇〇・〇〇〇	井	一、〇〇〇・〇〇〇	島	一、〇〇〇・〇〇〇
群馬	一、〇〇〇・〇〇〇	知	一、〇〇〇・〇〇〇	田	一、〇〇〇・〇〇〇	計	一、〇〇〇・〇〇〇
埼玉	一、〇〇〇・〇〇〇	重	一、〇〇〇・〇〇〇	形	一、〇〇〇・〇〇〇		
千葉	一、〇〇〇・〇〇〇	良	一、〇〇〇・〇〇〇	森	一、〇〇〇・〇〇〇		
茨城	一、〇〇〇・〇〇〇	木	一、〇〇〇・〇〇〇				
合	一、〇〇〇・〇〇〇						
計	一、〇〇〇・〇〇〇						

道府縣名	豫防費補助ム	道府縣名	豫防費補助ム	道府縣名	豫防費補助ム	道府縣名	豫防費補助ム
北海道	七六、四〇〇	北海道	三〇、〇〇〇	北海道	七、四〇〇	北海道	四、四〇〇
東京都	七、〇〇〇	東京都	一、〇〇〇	東京都	一、〇〇〇	東京都	一、〇〇〇
大阪府	九、〇〇〇	大阪府	一、〇〇〇	大阪府	一、〇〇〇	大阪府	一、〇〇〇
神奈川県	一、〇〇〇	神奈川県	一、〇〇〇	神奈川県	一、〇〇〇	神奈川県	一、〇〇〇
兵衛隊	一、〇〇〇	兵衛隊	一、〇〇〇	兵衛隊	一、〇〇〇	兵衛隊	一、〇〇〇
長崎縣	一、〇〇〇	長崎縣	一、〇〇〇	長崎縣	一、〇〇〇	長崎縣	一、〇〇〇
新潟縣	一、〇〇〇	新潟縣	一、〇〇〇	新潟縣	一、〇〇〇	新潟縣	一、〇〇〇
群馬縣	一、〇〇〇	群馬縣	一、〇〇〇	群馬縣	一、〇〇〇	群馬縣	一、〇〇〇
茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇
千代田縣	一、〇〇〇	千代田縣	一、〇〇〇	千代田縣	一、〇〇〇	千代田縣	一、〇〇〇
茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇
合 計	一、〇〇〇	合 計	一、〇〇〇	合 計	一、〇〇〇	合 計	一、〇〇〇

大正十四年度「トラホーム」豫防費國庫補助決算調

道府縣名	豫防費補助ム	道府縣名	豫防費補助ム	道府縣名	豫防費補助ム	道府縣名	豫防費補助ム
北海道	五、〇〇〇	北海道	一、〇〇〇	北海道	一、〇〇〇	北海道	一、〇〇〇
東京都	七、〇〇〇	東京都	一、〇〇〇	東京都	一、〇〇〇	東京都	一、〇〇〇
大阪府	八、〇〇〇	大阪府	一、〇〇〇	大阪府	一、〇〇〇	大阪府	一、〇〇〇
神奈川県	一、〇〇〇	神奈川県	一、〇〇〇	神奈川県	一、〇〇〇	神奈川県	一、〇〇〇
兵衛隊	一、〇〇〇	兵衛隊	一、〇〇〇	兵衛隊	一、〇〇〇	兵衛隊	一、〇〇〇
長崎縣	一、〇〇〇	長崎縣	一、〇〇〇	長崎縣	一、〇〇〇	長崎縣	一、〇〇〇
新潟縣	一、〇〇〇	新潟縣	一、〇〇〇	新潟縣	一、〇〇〇	新潟縣	一、〇〇〇
群馬縣	一、〇〇〇	群馬縣	一、〇〇〇	群馬縣	一、〇〇〇	群馬縣	一、〇〇〇
茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇	茨城縣	一、〇〇〇
千代田縣	一、〇〇〇	千代田縣	一、〇〇〇	千代田縣	一、〇〇〇	千代田縣	一、〇〇〇
合 計	一、〇〇〇	合 計	一、〇〇〇	合 計	一、〇〇〇	合 計	一、〇〇〇

大正十四年度道府縣衛生及病院に關する經費豫算に對する「トラホーム」豫防に關する經費豫算

道府縣名	衛生及病院ニ關スル經費		トラホーム豫防ニ關スル經費		衛生及病院ニ對スル經費		衛生及病院ニ關スル經費合
	經常部衛生及病院費	衛生及病院補助	道府縣直接ニ對スルトラホーム豫防費	市町村トラホーム補助費	道府縣直接ニ對スルトラホーム豫防費	市町村トラホーム補助費	
北海道	二、七六八	五、〇〇〇	一、三〇〇	二、四〇〇	一、三〇〇	二、四〇〇	一、九二〇
東京都	一、四〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
大阪府	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
神奈川県	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
兵衛隊	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
長崎縣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
新潟縣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
群馬縣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
茨城縣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
千代田縣	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇
合 計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	〇、九〇〇